

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

第1回 多様な困難に直面する女性に対する 支援等に関する関係府省連絡会議 令和元年7月25日	資料7
---	-----

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知
- 性犯罪被害相談電話の全国無料化を実施する。

性犯罪捜査体制の整備

取組

性犯罪は、被害が潜在化することが多く、また、捜査により被害者に大きな精神的負担を与え得ることから、その特徴や被害者の心情等に係る知見を踏まえた捜査を推進することが重要

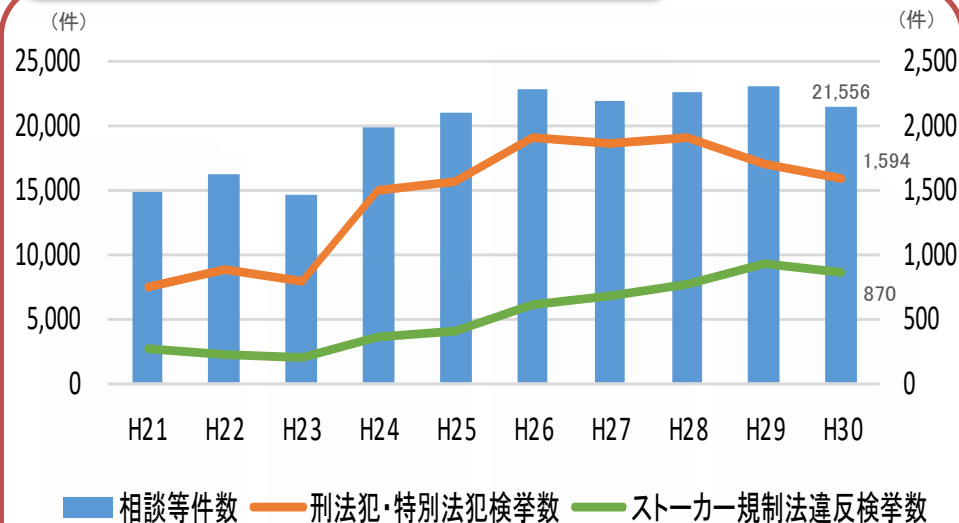
- 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- 女性警察官等の性犯罪指定捜査員への指定
- 性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした研修
- 警察署への性犯罪証拠採取セットの整備
- 医療機関における性犯罪証拠採取キットの整備

性犯罪証拠採取セット

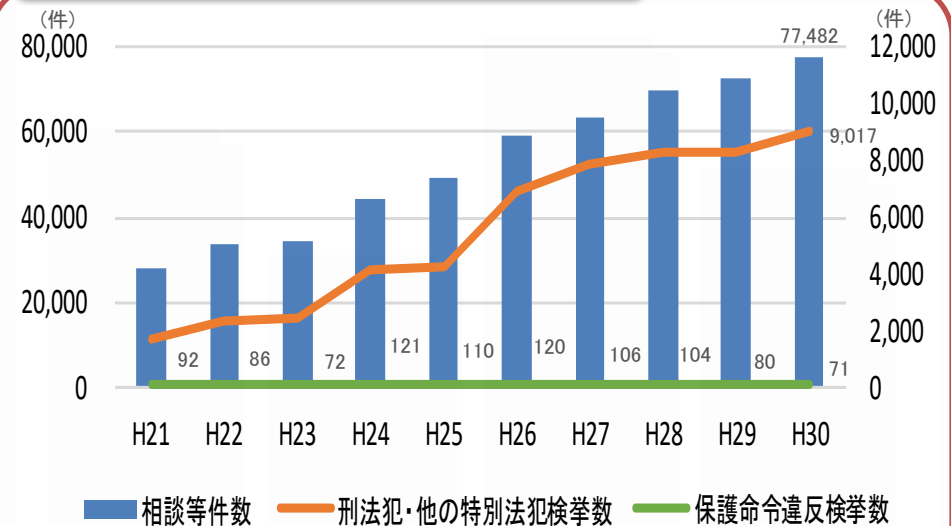


ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応状況

ストーカー事案の相談等・検挙件数



配偶者暴力事案の相談等・検挙件数



取組

- 警察署への指導・助言・支援を一元的に行う体制を確立
- ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等関係法令を駆使した加害者の検挙等
- 110番緊急通報登録システムへの登録等による迅速な対応
- 安全な場所への避難についての支援
- 婦人相談所、法テラスとの連携